写

7環活第 653 号
令和8年3月 10 日

尾 張 旭 市 長 殿

愛 知 県 知 事

名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書についての知事意見について（通知）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第30条の２第２項の規定により読み替えて適用される同条例第４条の７第１項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添１のとおりです。

なお、関係市長（名古屋市長、瀬戸市長、尾張旭市長及び長久手市長）の環境の保全の見地からの意見は、別添２のとおりです。

担当　環境局環境政策部環境活動推進課
環境影響・リスク対策グループ
電話　052-954-6211（ダイヤルイン）

別添１

名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張東部衛生組合
ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書についての知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。

１　全般的事項

（１）配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。

（２）事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。

２　大気質

事業実施想定区域周辺には住宅地等が存在しており、事業の実施に伴う排出ガスにより生活環境への影響が懸念される。

このため、生活環境に配慮した事業計画とするとともに、事業実施想定区域及びその周辺の大気質及び気象の状況を考慮し、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

３　動物、植物及び生態系

動物、植物及び生態系に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

４　景観

計画施設及び煙突の存在による景観への影響が懸念されるため、これらの形状等に配慮した事業計画とするとともに、十分な現地踏査を実施した上で、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

５　温室効果ガス等

発電効率の高い廃棄物発電設備の導入、焼却による廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

６　その他

方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。

写

別添２

7環対第128号
令和8年2月3日

愛知県知事　大　村　秀　章　様

名古屋市長　広　沢　一　郎

名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張東部衛生組合
ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について（回答）

令和7年12月1日付け7環活第473号で照会のありましたみだしのことにつきまして、別紙のとおり回答します。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課
環境影響評価担当　電話052-972-2697

環境の保全の見地からの意見

名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について、愛知県環境影響評価条例第4条の7第2項の規定に基づき照会がありました環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

令和８年２月３日

名古屋市長　広　沢　一　郎

名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る事業計画の検討及び今後の環境影響評価手続の実施にあたっては、当該事業に係る計画段階環境配慮書に記載されている内容及び以下の事項を踏まえて、適切に対応することが必要である。

1　対象事業の内容に関する事項

供用時におけるごみ収集車両の滞留による交通渋滞や工事中に発生する濁水による河川への影響などが懸念されるため、より周辺環境に配慮した事業計画及び工事計画を策定すること。

2　環境影響評価に関すること

(1) 全般的事項

工事の実施に伴う環境影響評価は、既存施設の稼働に伴う影響も考慮して、予測条件を明確に記載し、的確な予測及び評価等を実施すること。

(2) 大気質

予測においては、諸元を適切に設定することが重要である。煙突排ガスの諸元のうち排ガス量については、同規模の類似事例を参考にしたとしているが、根拠を具体的に記載すること。

(3) 景観

調査及び予測においては、撮影時期や調査・予測地点の選定方法によって、眺望景観や圧迫感への影響があるため、適切な時期及び地点を選定すること。

3　その他

(1) 住民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。

(2) 今後の環境影響評価図書の作成にあたっては、図表の活用や用語解説の記載等により、市民に十分理解される分かりやすい表現となるよう努めること。

写

７ 瀬 環 第 ３ ７ ５ 号
令 和 ８ 年 １ 月 ２ ７ 日

愛知県知事　大村　秀章　様

瀬戸市長　川　本　雅　之
（公印省略）

名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書等について
（回答）

令和７年１２月１日付７環活第４７３号にて照会のありましたこのことについて下記のとおり回答します。

記

１　市民の生活環境に充分に配慮するとともに、環境保全に万全を期すこと

担当　環境課ごみ減量係　柴田
電話　０５６１－８８－２６７４

写

７　環　第　３７４　号
令 和 ８ 年 ２ 月 ２ 日

愛知県知事　大村　秀章　様

尾張旭市長　柴　田　　浩
（公印省略）

名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書等について
（回答）

令和７年１２月１日付７環活第４７３号にて照会のありましたこのことについて、意見はありません。

担当　市民生活部 環境課 ごみ減量係（喜多野、木村）
電話　０５６１－７６－８１３５（直通）
　　０５６１－５３－２１１１（代表）
内線　３６３

写

７長環第３０３８号
令和８年１月２９日

愛知県知事　殿

長久手市長　佐藤有美

名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張東部衛生組合
ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について（回答）

令和７年１２月１日付け７環活第４７３号にて照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

１　市民の生活環境に十分に配慮をするとともに、環境保全に万全を期すこと

（連絡先　長久手市くらし文化部環境課　電話 0561-56-0612（直通））